

我孫子市マイナンバーカード交付推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市のマイナンバーカード交付円滑化計画（以下「計画」という。）に基づき、マイナンバーカードの交付を円滑に行い、普及促進を図るため、我孫子市マイナンバーカード交付推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) マイナンバーカードの交付円滑化に関すること。
- (2) マイナンバーカードの普及促進に関すること。
- (3) 計画の実施に関すること。
- (4) 計画の見直しに関すること。

(構成)

第3条 委員会の委員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

総務部長	総務課長	情報政策課長	企画課長	財政課長	課税課長	市民課長	健康づくり支援課長	高齢者支援課長	国保年金課長	子ども支援課長	保育課長	商業観光課長
------	------	--------	------	------	------	------	-----------	---------	--------	---------	------	--------

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、必要に応じて作業部会（以下「部会」という。）を置くこ

とができる。

- 2 部会の任務は、委員長の指示に従い、第2条各号に掲げる事項について調査、研究及び調整を行い、その結果を委員長に報告することとする。
- 3 部会に属する部会員は、市職員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、総務部情報政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。